

助成金申請書類作成の手引き

令和7年4月

電動バイク充電環境促進事業

(お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階西オフィス

TEL：03-5990-5068

ホームページ：

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bike-battery>

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

1 事業概要	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー（専用充電器の購入の場合）	3
1.4 スケジュールフロー（バッテリーシェアリングサービスの契約の場合） ...	5
2 助成内容	7
2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）	7
2.2 助成対象機器及び助成対象サービス（交付要綱第4条参照）	8
2.3 利用実績報告（交付要綱第8条の3参照）	10
2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）	11
2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）	12
3 交付申請	13
3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）	13
3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表4参照）	15
3.3 利用実績報告 必要書類一覧	18
3.4 申請方法	18
3.5 申請にあたっての留意事項	19
4 その他	21
4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）	21
4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）	21
4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）	21
4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）	21
4.5 処分の制限（交付要綱第17条参照）	22

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

電動バイク充電環境促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請または受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象機器を当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、移転し、貸し付けまたは担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象機器の管理状況について調査することがあります。また、電動バイク本体を処分等しようとするときも同様です。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に違約加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

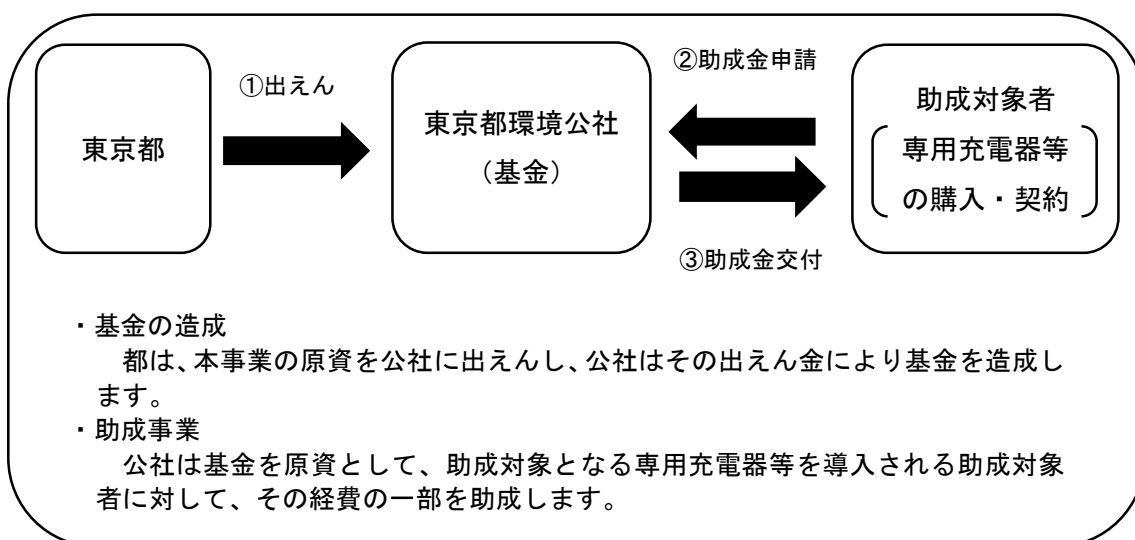
公益財団法人 東京都環境公社

1 事業概要

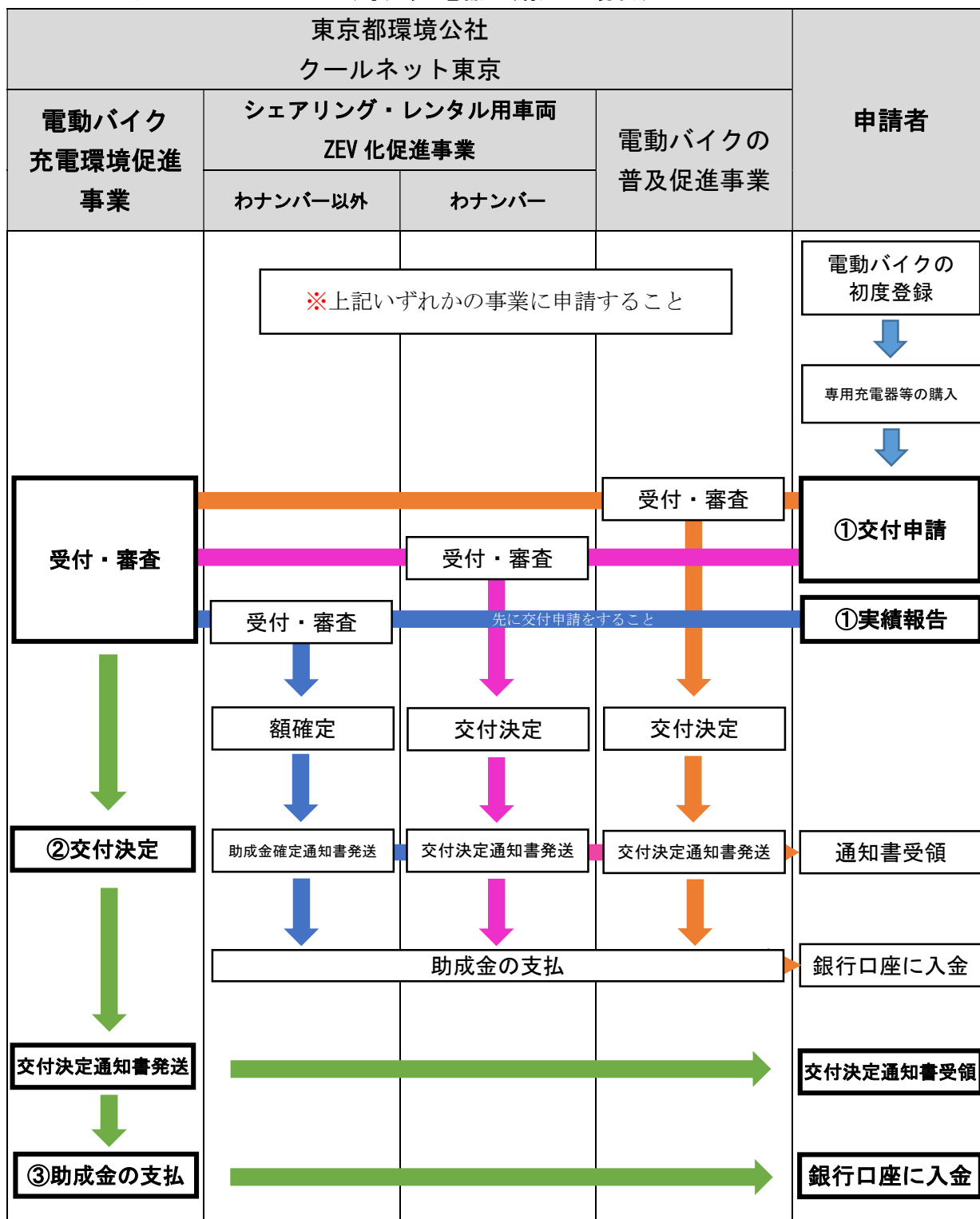
1.1 目的

電動バイク充電環境促進事業（以下「本事業」といいます。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」といいます。）が、電動バイクの購入にあわせて専用充電器等を購入又はバッテリーシェアリングサービスを利用するものに対し、当該充電器等の購入又は当該サービスの利用に要する経費の一部を助成することにより、側車付二輪自動車（側車付二輪）及び原動機付自転車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



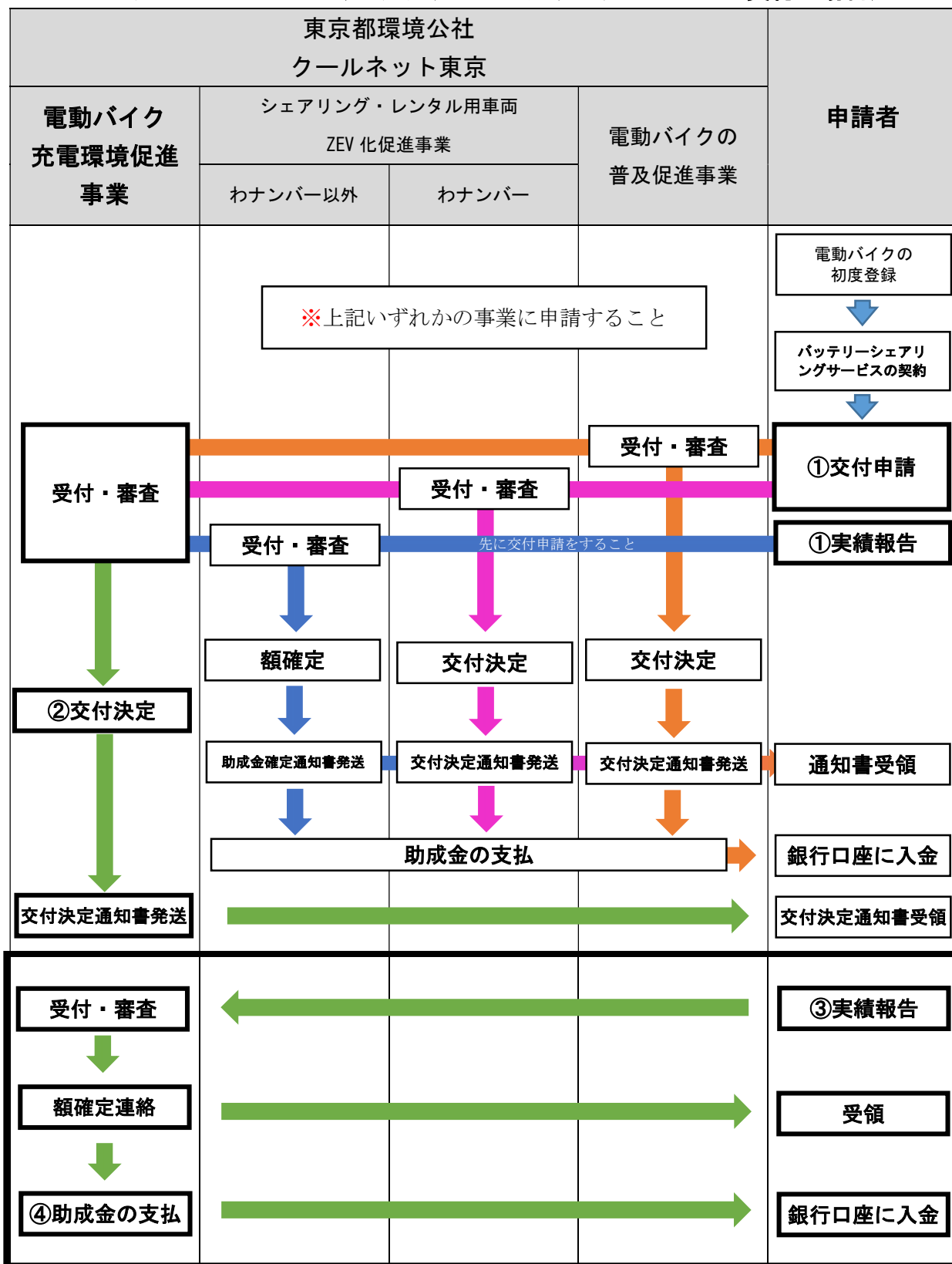
1.3 スケジュールフロー（専用充電器の購入の場合）



- ① 申請者は助成対象機器の購入後、「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」の申請と同時に申請してください。別々での申請はいかなる理由であっても受け付けられませんのでご注意ください。
 <同時申請について>

- (1) 「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバーの電動バイクを導入する場合）」
 - ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
 - ・郵送の場合、電動バイク本体の交付申請書と本助成金の交付申請書を同封してください。
 - ・オンラインの場合は、電動バイク本体の助成事業の交付申請に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。
 - (2) 「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバー以外の電動バイクを導入する場合）」
 - ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
 - ・本助成金の交付申請は、電動バイク本体の助成事業の実績報告と同時に行ってください。
 - ・郵送の場合、電動バイク本体の助成事業の実績報告書と本助成金の交付申請書を同封してください。
 - ・オンラインの場合は、電動バイク本体の助成事業の実績報告に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。
- ② クール・ネット東京は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で、本助成金の交付を決定し交付決定通知書を発送します。
 - ③ クール・ネット東京は交付決定通知書発送から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

1.4 スケジュールフロー（バッテリーシェアリングサービスの契約の場合）



※太枠内は1年毎、3年間にわたり実施

① 申請者は助成対象サービスの契約後、「電動バイクの普及促進事業」又は「シェア

リング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」の申請と同時に申請してください。別々での申請はいかなる理由であっても受け付けられませんのでご注意ください。

＜同時申請について＞

- (1) 「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバーの電動バイクを導入する場合）」
- ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
 - ・郵送の場合、電動バイク本体の交付申請書と本助成金の交付申請書を同封してください。
 - ・オンラインの場合、電動バイク本体の助成事業の交付申請に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。
- (2) 「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバー以外の電動バイクを導入する場合）」
- ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
 - ・本助成金の交付申請は、電動バイク本体の助成事業の実績報告と同時に行ってください。
 - ・郵送の場合、電動バイク本体の助成事業の実績報告書と本助成金の交付申請書を同封してください。
 - ・オンラインの場合、電動バイク本体の助成事業の実績報告に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。

② クール・ネット東京は申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、基金の範囲で、本助成金の交付額を決定し交付決定通知書を発送します。

③ 申請者は1年毎、下記期限までに、助成対象サービスの利用実績を公社に報告してください。なお、契約期間が12か月に満たなかった場合においても、利用実績の報告が必要となりますのでご注意ください。

	1年目	2年目	3年目
利用実績報告 期限	契約日の属する月から 起算して12か月目の 翌々月末まで	契約日の属する月から 起算して24か月目の 翌々月末まで	契約日の属する月から 起算して36か月目の 翌々月末まで

④ クール・ネット東京は額確定連絡から一定期間ののちに、申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件

【令和7年度購入及び契約の場合】

種別	要件
① 個人	<ul style="list-style-type: none"> ・電動バイクの普及促進事業（個人向け）の交付申請をし、交付決定を受けていること ・助成対象機器を購入※又はバッテリーシェアリングサービスの利用契約をしていること ・都内に居住していること（住民票を有すること） ・下記②の個人事業主でないこと <p>※都内在住期間の要件はありません。</p>
② 個人事業主	<ul style="list-style-type: none"> ・電動バイクの普及促進事業（事業者向け）又はシェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業の交付申請をし、交付決定を受けていること ・助成対象機器を購入※又はバッテリーシェアリングサービスの利用契約をしていること ・個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること
③ 法人	<ul style="list-style-type: none"> ・電動バイクの普及促進事業（事業者向け）又はシェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業の交付申請をし、交付決定を受けていること ・助成対象機器を購入※又はバッテリーシェアリングサービスの利用契約をしていること ・法人設立または支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。（法人格を有しない団体も含む）

※助成対象機器に係るリース契約を締結している場合は、使用者が助成対象者となります。

留意事項

- 1 本助成金と、「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業」（電動バイク本体の助成事業）は、同時に交付申請をしてください。電動バイク本体の交付申請について審査・交付決定を行った後、本助成金の交付申請に係る審査・交付決定を行います。
- 2 令和7年度以降に初度登録等が行われた電動バイクに付随する助成対象機器の購入及び助成対象サービス契約が対象です。

(2) 助成対象者の除外要件

以下の者は助成対象になりません。

- ・国または地方公共団体
- ・税金の滞納があるもの
- ・刑事上の処分を受けているもの
- ・東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

2.2 助成対象機器及び助成対象サービス（交付要綱第4条参照）

<要件>

I.助成対象機器

- ・ 「電動バイクの普及促進事業」または「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」に交付申請する電動バイク（令和7年4月1日以降に初度登録が行われたものに限る。）で利用する専用充電器（電動バイクのバッテリー専用の充電器及び充電ケーブル）であること。
- ・ 令和7年4月1日以降に新規購入した専用充電器（中古品を除く）であり、購入日から1年以内であること。
- ・ 助成対象機器を使用する電動バイクのメーカーが製造又は販売する充電器又は充電ケーブルであること
- ・ 同一の充電器又は充電ケーブルを複数台購入しても電動バイク一台当たり一台しか助成対象になりません。
- ・ 助成対象機器を使用する電動バイクに充電器及び充電ケーブルが付属（標準装備）されている場合、当該充電器及び充電ケーブルを追加で購入しても助成対象にはなりません。
- ・ ①～④のいずれかに該当すること。
 - ① 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した機器であること。
 - ② 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ③ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
 - ④ 導入方法がリースの場合は、助成対象者とリース会社がリース料金の支払いについて契約を締結していること。

II.助成対象サービス

- ・ 「電動バイクの普及促進事業」または「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」に交付申請する電動バイク（令和7年4月1日以降に初度登録が行われ

たものに限る) で利用するバッテリーシェアリングサービスであること。

- ・ 令和7年4月1日以降に新規契約していること。
- ・ 助成対象サービスの利用について、契約が交わされていること
- ・ 電動バイク一台当たり一契約しか助成対象になりません。

Ⅲ.共通事項

- ・ 助成金受取口座の口座名義人は申請者と同一であること。
- ・ 販売促進活動(展示・試乗等)に使用するものでないこと。
- ・ 助成対象者の自社製品若しくは関係会社から調達したもの及び助成対象者が役員として所属する法人の製品ではないこと。
- ・ 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※区市町村等で別途実施している補助金とは併用可能ですが、本体価格又はサービスの基本料金以上の助成金を受けるものは除きます。

(他の補助金事業において併用の制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。)

2.3 利用実績報告（交付要綱第8条の2参照）

バッテリーシェアリングサービスを契約し本事業に申請する場合は、下記項目を必ずご確認の上、ご申請ください。

I. 助成対象サービスについて、契約日（基準日）から1年毎に、利用実績を公社に報告をしてください。

報告期限は以下の通りです。

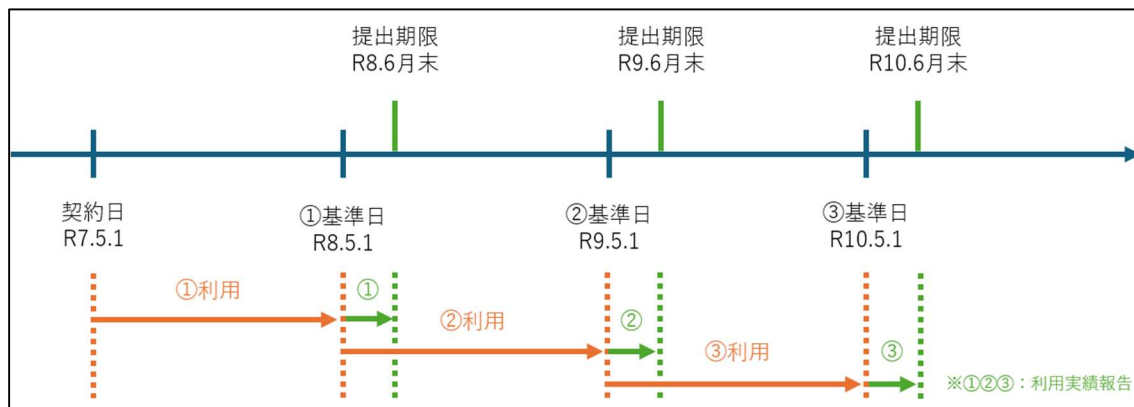
- ・ 1年目：契約日の属する月から12か月目の翌々月末
- ・ 2年目：契約日の属する月から24か月目の翌々月末
- ・ 3年目：契約日の属する月から36か月目の翌々月末

【利用実績報告の提出イメージ（例）】

例) 令和7年5月1日に契約をした場合

《提出期限》

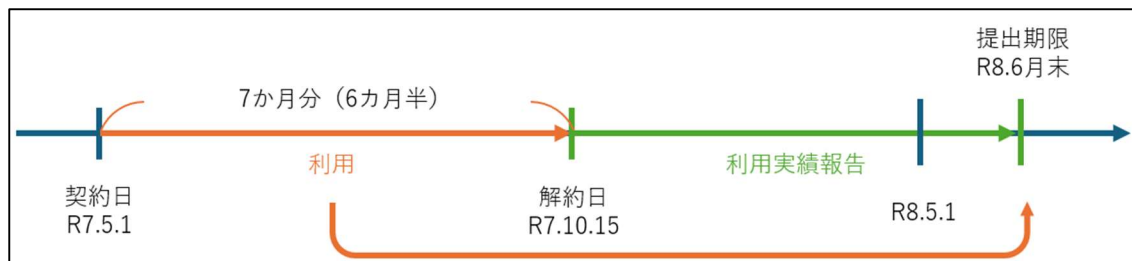
- 1年目 令和8年6月末日
- 2年目 令和9年6月末日
- 3年目 令和10年6月末日



II. 1年目の利用実績報告をしなかった場合、2年目以降の利用実績報告は受理いたしません。また、1年目の利用実績報告をし、2年目の利用実績報告をしない場合、3年目の利用実績報告は受理いたしません。

III. 利用実績報告の際は、基準日から翌基準日までの各月の実績がわかる根拠書類等が必要です。解約した場合であっても、必ず各月の根拠書類を保管いただき公社に提出してください。契約期間全月の利用実績を保管しておらず、利用実績に空白期間が生じてしまった場合においては、空白期間を除いた利用実績の合計額を助成対象経費とします。

IV.助成対象サービスを途中解約した場合、解約日の属する月までの利用実績報告を提出いただく必要がございます。通常と同様、契約日から起算した各年実績報告の提出期限までに利用実績を報告してください。



V.助成対象サービスが要件を満たさなくなった場合及び助成対象サービスを使用する電動バイク本体を処分又は移転した場合、要件を満たさなくなった日又は電動バイク本体を処分若しくは移転した日の属する月までの利用実績を報告してください。

※助成対象サービスを使用する電動バイクを処分又は移転等する場合は、当該日の属する月までの基本料金が助成対象になります。当該日の属する月以降にサービスの解約していない場合でも、助成対象は当該日の属する月までとなりますのでご注意ください。

VI.助成金は、上記の利用実績報告を審査の上、1年毎、3か年にわたって支払います。各期限までに利用実績報告の提出がなされなかった場合には、助成金の支払いができませんのでご注意ください。

2.4 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

I.助成対象機器

専用充電器の購入に要する費用

※助成の対象は機器のみの価格です（取付け費等の諸費用は含みません）。

II.助成対象サービス

バッテリーシェアリングサービスの利用に要する費用のうち、利用の有無にかかわらず発生する基本料金

※利用量等に応じて変動する従量料金は対象となりません。

III.共通

・助成対象経費に国その他の団体からの補助金を充当する場合は、助成対象経費から

当該補助金の額を控除した額を上限とします。

- ・消費税及び地方消費税については助成の対象になりません。

2.5 助成金額（交付要綱第6条参照）

I.助成対象機器

上限 5万円（千円未満切り捨て）

II.助成対象サービス

上限 1,400円/月

※3年間の合計で上限5万円

※交付は、1年間の額を合計し、百円未満切り捨て。1年ごとに3年間にわたって交付します。

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

受付期限 令和8年（2026年）3月31日（火） 17:00 必着

※助成対象機器の購入又は助成対象サービスの契約から1年以内、もしくは同時申請を行う電動バイク本体の助成事業の申請期限のいずれか早いほうの期日までに申請を行ってください。（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）

【参考】電動バイク本体の各助成事業の申請期限

申請対象事業	申請期限
電動バイクの普及促進事業	交付申請の期限（電動バイクの初度登録等から1年以内）
シェアリング・レンタル用車両ZEV化促進事業	<p>【「わ」ナンバーの場合】</p> <p>交付申請の期限（電動バイクの初度登録等から1年以内）</p> <p>【「わ」ナンバー以外の場合】</p> <p>実績報告の期限</p>

（2）提出物

- ・助成金交付申請書（第1号様式）
- ・その他の必要な書類（3.2 交付申請必要書類一覧参照）

（3）電動バイク本体との同時申請について

「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」の申請と同時に申請してください。別々での申請はいかなる理由であっても受け付けられませんのでご注意ください。

- 「電動バイクの普及促進事業」又は「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバーの電動バイクを導入する場合）」
 - ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
 - ・郵送の場合、電動バイク本体の交付申請書と本助成金の交付申請書を同封してください。
 - ・オンラインの場合は、電動バイク本体の助成事業の交付申請に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。
- 「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業（「わ」ナンバー以外の電動バイクを導入する場合）」

- ・電動バイク本体の助成事業の交付申請において、専用充電器の購入又はバッテリーシェアリングサービスの交付申請を行う旨チェックを入れてください。
- ・本助成金の交付申請は、電動バイク本体の助成事業の実績報告と同時に行ってください。
- ・郵送の場合、電動バイク本体の助成事業の実績報告書と本助成金の交付申請書を同封してください。
- ・オンラインの場合は、電動バイク本体の助成事業の実績報告に引き続き本助成金の交付申請を入力してください。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

(4) 助成申請可能数

助成対象機器及び助成対象サービスは「電動バイクの普及促進事業」または「シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業」で**申請した電動バイク 1 台に対し、助成対象機器、又は、助成対象サービスの契約のどちらかのみが対象となります。**

複数台まとめて申請する場合※は複数台申請用の EXCEL フォーマットをご活用の上、オンライン申請フォームに添付してご申請ください。

※複数台申請は法人からの申請のみ受け付けます。お手数ですが個人の方については 1 台ずつ申請いただきますようお願いいたします。

(5) 手続代行時における不備の連絡先

申請担当者	連絡方法
交付申請書の、「自動車販売店担当者が手続代行者となることを希望する」欄にチェックを入れた場合	一切の連絡を自動車販売店担当者に連絡します。 (※)
上記の欄にチェックを入れなかった場合	一切の連絡を申請者（法人は事務担当者）に連絡します。

(※) 手続代行について (交付要綱第 7 条第 6 項から第 8 項まで)

- 6 助成対象者は、第 1 項の規定による交付申請に係る手続の代行を、該当事業の申請手続きを代行する者に対して依頼することができる。
- 7 前項の規定による依頼を受けて交付申請に係る手続を代行する者（以下「手続代行者」という。）は、当該依頼を受けた手続を、誠意をもって実施するものとする。
- 8 公社は、必要に応じて、手続代行者が行う手続について調査を実施し、手続代行者がこの要綱の規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し、代行の停止を求めることができる。

3.2 交付申請必要書類一覧（交付要綱第7条第1項 別表4参照）

【申請者：個人・個人事業主（リース契約の場合を除く）】

No.	提出書類		備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・2枚)		第1号様式 (EXCEL形式) (PDF形式) ※オンライン申請の場合は交付申請フォームへの入力
助成対象機器の購入の場合			
2	助成対象機器等の購入に係る契約書、請求書又は注文書	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・機器本体価格（税別）が確認できるもの ・申請者名と販売会社名の記載があること ・宛名は申請者と同一名義であること
3	購入した助成対象機器の代金の支払いに係る領収書（※専用充電器の購入のみ）	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・宛名は申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。(振込先に領収書の発行を依頼し提出してください) ・機器代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。(申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください) ・領収額が電動バイク本体の購入費と合算されている場合、領収額の個別内訳を添付すること。なお、内訳を証明する書類については申請者名及び販売会社名、宛名（申請者名）が記載されていること。
4	専用充電器の保証書等	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・製品番号等が明記されていること。
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)
助成対象サービスの契約の場合			
5	助成対象サービスの契約に係る書類やマイページの写し	コピー	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス利用基本料金（税別）が確認できるもの ・サービス利用開始日が明記されているもの ・申請者名とサービス提供会社名の記載があるもの ・宛名は申請者と同一の名義であること
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：個人・個人事業主（専用充電器をリース契約により使用する場合）】

No.	提出書類	備考
1	【申請者：個人・個人事業主（リース契約の場合を除く）】のNo.1、4	【申請者：個人・個人事業主（リース契約の場合を除く）】のNo.1、4を参照
2	リース契約書	コピー <ul style="list-style-type: none"> ・申請者及び使用者双方の印があるもの ただし、電子署名等の公社が別に定める方法で署名、捺印されたものについてはこの限りではない ・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請機器のメーカー名、機器名、製造番号等の記載があり、申請機器のリース契約書であると特定ができること ・機器のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。
—	(その他公社が必要と認める書類)	(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人（リース契約の場合を除く）】

No.	提出書類	備考
1	助成金交付申請書 (第1号様式・2枚)	第1号様式 (EXCEL形式) (PDF形式) <u>※オンライン申請の場合は不要</u>
助成対象機器の購入の場合		
2	助成対象機器等の購入または契約に係る契約書、請求書又は注文書	コピー <ul style="list-style-type: none"> ・機器本体価格（税別）が確認できるもの ・申請者名と販売会社名の記載があること ・宛名は申請者と同一名義であること
3	購入した助成対象機器の代金の支払いに係る領収書	コピー <ul style="list-style-type: none"> ・宛名は申請者と同一名義であること ・請求書に記載された全額分の領収書が必要。複数枚に分かれる場合は、全ての領収書を提出すること ・銀行振込の場合についても領収書を提出すること。(振込先に領収書の発行を依頼し提出してください) ・機器代金全額の支払いが完了しておらず、残金についてローン、クレジット、保証、割賦等の支払方式により後払いする場合、申請者が契約者となっている、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書。残金の支払いについて保証方

			式により販売業者と申請者で締結された今後全額支払うことが明記された約款の写しも提出すること。(申込書では不可。契約締結日が明記されているものを提出してください) ・領収額が電動バイク本体の購入費と合算されている場合、領収額の個別内訳を添付すること。 なお、内訳を証明する書類については申請者名及び販売会社名、宛名(申請者名)が記載されていること。
4	専用充電器の保証書等	コピー	・製品番号等が明記されていること。
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)
助成対象サービスの契約の場合			
5	助成対象サービスの契約に係る書類やマイページの写し	コピー	・サービス利用基本料金(税別)が確認できるもの ・サービス利用開始日が明記されているもの ・申請者名とサービス提供会社名の記載があるもの ・宛名は申請者と同一の名義であること
—	(その他公社が必要と認める書類)		(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

【申請者：法人(専用充電器をリース契約により使用する場合)】

No.	提出書類	備考
1	【申請者：法人(リース契約の場合を除く)】のNo.1、4	【申請者：法人(リース契約の場合を除く)】のNo.1、4を参照
2	リース契約書	コピー ・申請者及び使用者双方の印があるもの ただし、電子署名等の公社が別に定める方法で署名、捺印されたものについてはこの限りではない ・リース料金から助成金額が差し引かれていないもの ・リース契約書に申請機器のメーカー名、機器名、製造番号等の記載があり、申請機器のリース契約書であると特定ができること ・機器のリース契約期間は、処分制限期間以上であること。
—	(その他公社が必要と認める書類)	(必要に応じて公社から求められた場合に提出)

※原則、クール・ネット東京にご提出いただいた全ての申請書および添付書類は返却いたしませんので必ずコピーなど控えをとってからご申請いただくようお願いいたします。必要のない申請書や誤ってご提出いただいた申請書等は責任を持って破棄いたします。

3.3 利用実績報告 必要書類一覧

No.	提出物	備考
1	契約期間を確認できる書類もしくはマイページの写し	
2	月ごとの基本料金がわかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績報告の対象期間の各月の基本料金（税別）がわかる利用明細等 ※マイページにおける料金金額が記載された箇所の写しなど <p>（解約した場合にあっては、解約日の属する月までの利用実績を報告すること）</p>
3	2の料金の支払いにかかる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し、クレジットカードの支払明細、銀行口座の入出金明細書などで該当の支払がなされていることがわかるもの。
—	（その他公社が必要と認める書類）	（必要に応じて公社から求められた場合に提出）

※利用実績報告はオンラインで提出を受け付けます。

オンライン申請フォームは今後公開予定です。

3.4 申請方法

<オンライン申請ページ・申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/bike-battery>

(1) オンライン申請

- ・ 上記ページの「オンライン申請はこちらから」より申請に進んでください。
- ・ オンライン申請では、一度の申請で複数台分の申請が可能です。ただし法人からの申請に限ります。個人の方で複数台の申請をされる際は、オンライン申請にて複数回ご申請いただくか、郵送での紙様式申請でまとめてご申請ください。

(2) 郵送

◇申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿 NSビル10階西オフィス
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) モビリティチーム 宛

- ・ 申請様式は日本産業規格A4の用紙に片面印刷でお願いいたします。
- ・ 郵送の場合は、到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・ FAXや電子メールによる申請書類の提出は受け付けておりません。

- ・ 複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・ 提出していただいた書類の返却はいたしません。申請書類一式のコピーを控えとして保管してください。
- ・ 封筒の表に、「**電動バイク充電環境促進事業助成金 申請書類在中**」と赤字記入またはマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.5 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・ 申請書等に手書きで記入いただく場合は、黒色または青色のボールペンで丁寧に記入をしてください。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの及び黒色または青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・ 申請者名および金額の訂正は、二重線見え消しの上、フルネームで記名してください。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。

【機器関係】

- ・ 申請前に機器を処分（※）している場合は、申請できません。
 - ・ 申請後、交付決定される前に機器を処分することになった場合は、交付決定せずに取上げ処理となります。クール・ネット東京あてにお電話いただき、申請取上げを申し出てください。
 - ・ 交付決定される前に機器を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還および違約加算金を請求します。
 - ・ 同時に申請し交付決定を受けた電動バイク本体を処分又は移転した場合については、同時に交付申請を行った助成対象機器も処分の対象となります。
- （※）「処分」については、「4.5 処分の制限」を参照ください。

【リース等】

- ・ リース契約期間は処分制限期間である3年以上であること。

【その他の留意事項】

- ・ 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いいたします。
- ・ 審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのであらかじめご了承ください。

- ・ 選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・ 交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- ・ 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。
- ・ 申請書類について、文字が鮮明に読み取れるものを提出してください。

4 その他

4.1 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

助成対象者は、交付決定の内容またはこれに付された条件に対し異議があるなど、やむを得ない事由がある場合は、助成金交付決定通知書（第3号様式）を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第5号様式）を提出することで、助成金の交付申請を撤回することができます。

4.2 債権譲渡について（交付要綱第11条参照）

助成金交付によって生じる権利の全部または一部について、第三者に譲渡し、または継承させることは原則として認められません。ただし、事前に公社の承認を得た場合は認められます。

4.3 交付決定の取消し等（交付要綱第12条参照）

(1) 次の各号に一つでも該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことがあります。

- ① 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- ② 交付決定の内容または目的に反して本助成金を使用したとき。
- ③ 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- ④ 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員または使用人その他の従業者若しくは構成員を含みます。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- ⑤ その他、助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、または東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

(2) 公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該助成対象者に通知を行います。

4.4 助成金の返還（交付要綱第13条から16条まで参照）

(1) 「4.3 交付決定の取消し等」を行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときには、当該助成対象者に対して期限を付けて本助成金の全部または一部の返還を請求するものとします。助成対象者は返還の請求を受けた場合には指定の期限までに当該本助成金を公社へ返還してください。

(2) 当該本助成金の返還請求を行った場合には、当該助成対象者に対して、本助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、返還すべき額につき年10.95%の割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。

(3) 公社が指定する期日までに返還金額が納付されない場合には、納付期限の翌日か

ら納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年 10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。

- (4) 当該助成対象者が(1)から(3)までのいずれかの返還または納付を行った時には、助成金返還報告書(第6号様式)を提出してください。

※(1)から(3)までのいずれかの請求を受けて、その全部または一部が納付されない場合、同種の事務または事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止、または当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

4.5 処分の制限(交付要綱第17条参照)

- (1) 購入後、**処分制限期間は3年間**です。本助成金により取得した財産は、導入後も善良な管理者の注意をもって管理し、その効率的な運営を行ってください。(処分制限期間は初度登録日から起算します。)

- (2) 導入から処分制限期間以内に助成対象機器を処分(目的外に、使用、譲渡、交換、廃棄、貸付(リース事業者は除きます。)、担保等)する等交付申請時の要件から外れるときは、取得財産処分承認申請書(第7号様式)を提出し、公社の承認を得ることが必要です。財産処分承認基準(平成26年4月1日付26都環公総地第6号)第3-2に定める方法により算出した額を公社に納付しなければなりません。

ただし、以下の場合、返納金は発生しません。

- ・助成対象機器が天災等により、使用不可となり抹消処分した場合
- ・助成対象機器が過失のない事故等により、使用不可となり抹消処分した場合
- ・その他クール・ネット東京が特に認める場合

なお、電動バイク本体を処分又は移転するときは、あわせて交付申請を行った助成対象機器についても処分しようとするものとして取り扱うものとします。

- (3) 助成事業に関する収支を明らかにした証拠の書類等(3.2 交付申請必要書類一覧に記載する書類のうち写しを提出する書類の原本及びその他の書類)を公社が本助成金の交付決定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から3年間保存してください。

<処分の例>

- ・申請者住所の都外への変更
- ・電動バイク本体の定置場や使用の本拠の位置を都外へ変更
- ・所有者(納税義務者)の変更(一部例外を除く) など

(参考) 関連ホームページの御案内

○ 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規程類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/〇〇〇>

○ 関連事業のホームページ

・ 電動バイクの普及促進事業

https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/re_evbike

・ シェアリング・レンタル用車両 ZEV 化促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

電動バイク充電環境促進事業 助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和7年4月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル10階西オフィス

TEL：03-5990-5068